

柔道整備師学校養成施設指定規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

○柔道整備師学校養成施設指定規則（昭和四十七年文部省・厚生省令第二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定基準）</p> <p>第二条 令第二条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 教員のうち六人（一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに一を加えた数）以上は、別表第二専門基礎分野の項各号若しくは同表専門分野の項第二号に掲げる者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者である専任教員（以下「専任教員」という。）であること。ただし、専任教員の数は、当該学校又は養成施設が設置された年度にあつては四人（一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに一を加えた数）、その翌年度にあつては五人（一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに一を加えた数）とすることができる。</p> <p>八・九 （略）</p> <p>十 実習室を有すること。</p> <p>十一 普通教室の面積は生徒一人につき一・六五平方メートル以上、実習室の面積は生徒一人につき二・一平方メートル以上であること。</p>	<p>（指定基準）</p> <p>第二条 令第二条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 教員のうち五人（一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに一を加えた数）以上は、別表第二専門基礎分野の項各号若しくは同表専門分野の項第二号に掲げる者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者である専任教員（以下「専任教員」という。）であること。ただし、専任教員の数は、当該学校又は養成施設が設置された年度にあつては三人（一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに一を加えた数）、その翌年度にあつては四人（一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに一を加えた数）とすることができる。</p> <p>八・九 （略）</p> <p>十 基礎医学実習室及び実技実習室を有すること。</p> <p>十一 普通教室の面積は生徒一人につき一・六五平方メートル以上、基礎医学実習室の面積は生徒一人につき三・三一平方メートル以上、実技実習室の面積は一ベッドにつき六・三平方メー</p>

十二 実習室は、ロッカールーム又は更衣室を有すること。

十三 (略)

十四 教育上必要な器械器具、模型、図書及びその他の備品を有すること。

十五 臨床実習を行うのに適当な施術所その他の施設を実習施設として利用し得ること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

十六 前号の実習施設として利用する施設は、実習用設備として必要なものを有するものであること。

十七・十八 (略)

(指定の申請書に添える書類の記載事項)

第三条 令第三条の申請書(第三項において「申請書」という。)には、次に掲げる事項(地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。)の設置する学校又は養成施設にあつては、第十二号に掲げる事項を除く。)を記載した書類を添えなければならない。

一〜八 (略)

九 教授用及び実習用の器械器具、模型、図書その他の備品の目録

十 実習施設の名称、場所及び開設者の氏名(法人にあつては、名称)並びに概要

十一 実習施設における最近一年間の柔道整復の施術を受けた者の延べ数

十二 (略)

トル以上であること。

十二 実習室は、ロッカールーム又は更衣室及び消毒設備を有すること。

十三 (略)

十四 教育上必要な器械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品を有すること。

(新設)

(新設)

十五・十六 (略)

(指定の申請書に添える書類の記載事項)

第三条 令第三条の申請書には、次に掲げる事項(地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。)の設置する学校又は養成施設にあつては、第十号に掲げる事項を除く。)を記載した書類を添えなければならない。

一〜八 (略)

九 教授用及び実習用の器械器具、標本、模型、図書その他の備品の目録

(新設)

(新設)

十 (略)

- 2 令第九条の規定により読み替えて適用する令第三条の書面（次項において「書面」という。）には、前項第二号から第十一号までに掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。
- 3 申請書又は書面には、実習施設における実習を承諾する旨の当該実習施設の開設者の承諾書を添えなければならない。

（変更の承認又は届出を要する事項）  
第四条（略）

- 2 令第四条第二項の主務省令で定める事項は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項、同項第五号に掲げる事項（修業年限、教育課程及び生徒の定員に関する事項を除く。次項において同じ。）又は前条第一項第十号若しくは第十一号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、同項第十号に掲げる事項の変更に伴い同項第十一号に掲げる事項を変更する場合に限る。以下この条及び次条第二号において同じ。）とする。

- 3 令第九条の規定により読み替えて適用する令第四条第二項の主務省令で定める事項は、前条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項、同項第五号に掲げる事項又は同項第十号若しくは第十一号に掲げる事項とする。

- 4 令第四条第二項の規定による届出又は令第九条の規定より読み替えて適用する同項の規定による通知（前条第一項第十号又は第十一号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）は、前条第三項に規定する承諾書を提出して行わなければならない。

（変更の承認又は届出に関する報告）

- 第四条の二 令第四条第三項（令第九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告は、毎年五月三十一日までに、次に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる期間

- 2 令第九条の規定により読み替えて適用する令第三条の書面には、前項第二号から第九号までに掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。
- （新設）

（変更の承認又は届出を要する事項）  
第四条（略）

- 2 令第四条第二項の主務省令で定める事項は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項又は同項第五号に掲げる事項（修業年限、教育課程及び生徒の定員に関する事項を除く。次項において同じ。）とする。

- 3 令第九条の規定により読み替えて適用する令第四条第二項の主務省令で定める事項は、前条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項又は同項第五号に掲げる事項とする。

（新設）

（変更の承認又は届出に関する報告）

- 第四条の二 令第四条第三項（令第九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告は、毎年五月三十一日までに、次に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる期間

に係るものを取りまとめ、厚生労働大臣に報告するものとする。

一 (略)

二 変更の届出又は通知に係る事項(第三条第一項第十号又は第十一号に掲げる事項を除く。) 当該年の前年の五月一日から当該年の四月三十日までの期間

別表第一(第二条関係)

教育内容		単位数	備考
基礎分野	科学的思考の基盤	十四	
基礎分野	人間と生活		
専門基礎分野	人体の構造と機能	十五	高齢者及び競技者の生理学的特徴・変化を含む。
専門基礎分野	疾病と障害	十一	
専門基礎分野	柔道整復術の適応	八	職業倫理を含む。
専門基礎分野	保健医療福祉と柔道整復の理念	一	
専門基礎分野	社会保障制度	十	外傷保存療法の経過及び治癒の判定を含む。
専門基礎分野	基礎柔道整復学	十七	物理療法機器等の取り扱い及び柔道整復術適応の臨床的判定(医用画像の理解を含む。)を含む。
専門基礎分野	臨床柔道整復学	十七	
専門基礎分野	柔道整復実技	十七	高齢者及び競技者の

に係るものを取りまとめ、厚生労働大臣に報告するものとする。

一 (略)

二 変更の届出又は通知に係る事項 当該年の前年の五月一日から当該年の四月三十日までの期間

別表第一(第二条関係)

教育内容		単位数
基礎分野	科学的思考の基盤	十四
基礎分野	人間と生活	十三
専門基礎分野	人体の構造と機能	十二
専門基礎分野	疾病と障害	七
専門基礎分野	保健医療福祉と柔道整復の理念	(新設)
専門基礎分野	(新設)	(新設)
専門基礎分野	基礎柔道整復学	九
専門基礎分野	臨床柔道整復学	十四
専門基礎分野	柔道整復実技(臨床実習を含む。)	十六

臨床実習	四	外傷予防技術並びに臨床実習前施術試験等を含む。
合 計	九十九	

備考 一・二 (略)

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容九十五単位(うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野三十七単位以上及び専門分野四十四単位以上)であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表第二(第二条関係)

基礎分野	(略)	
専門基礎分野	次の各号のいずれかに該当する者であつて教育内容に關し相當の経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者	
一・二 (略)		
三 柔道整復師の免許を取得してから五年以上実務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者(柔道整復術の適応以外の教育内容を教授する場合に限る。)		
専門分野	次の各号のいずれかに該当する者であつて教育内容に關し相當の経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者	

(新設)	(新設)	
合 計	八十五	

備考 一・二 (略)

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、柔道整復実技(臨床実習を含む。以下同じ。)十六単位以上及び柔道整復実技以外の教育内容六十九単位(うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野三十二単位以上及び専門分野二十三単位以上)であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表第二(第二条関係)

基礎分野	(略)	
専門基礎分野	次の各号のいずれかに該当する者であつて教育内容に關し相當の経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者	
一・二 (略)		
三 柔道整復師の免許を取得してから三年以上実務に従事した後、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者(保健医療福祉と柔道整復の理念を教授する場合に限る。)		
専門分野	次の各号のいずれかに該当する者であつて教育内容に關し相當の経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者	

一 (略)  
二 柔道整復師の免許を取得してから五年以上実務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者

一 (略)  
二 柔道整復師の免許を取得してから三年以上実務に従事した後、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者